



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 1
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令（行政管理課）…………… 1

規 則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第22号

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成29年沖縄県規則第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「浦崎唯昭」を「富川盛武」に、「富川盛武」を「謝花喜一郎」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第1号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（平成29年沖縄県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号を削り、同条第2号ア中「知事公室」を「企画部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、イの次に次のように加える。

ウ 農林水産部に関する事項

第1条第2号を同条第1号とし、同条に次の1号を加える。

(2) 副知事謝花喜一郎の担任する事項

ア 知事公室に関する事項

イ 総務部に関する事項

ウ 子ども生活福祉部に関する事項

- エ 保健医療部に関する事項
- オ 土木建築部に関する事項
- カ 病院事業局に関する事項
- キ 知事以外の執行機関（教育委員会を除く。）との連絡調整に関する事項

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
--	--